

## 地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下「受注者」という。）が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 刈谷市低入札価格調査等実施要領（平成21年4月1日施行）に基づく調査基準価格以下の金額により契約した工事
- (3) その他債権譲渡の承諾が適当でないと認められる工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡を受けるもの（以下「債権譲渡先」という。）は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業共同組合連合会等を含む。）若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人である建設業者団体又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(債権譲渡の限度額)

第4条 債権譲渡の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 対象工事が完成した場合 対象工事に係る請負代金の額から前払金、中間前払金及び部分払金の支払額並びに当該工事に係る請負契約により発生する遅延損害金等の市が当該請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる

債権の額を控除した額

(2) 対象工事の完成前に当該工事に係る請負契約が解除された場合 当該工事の出来形部分に相応する請負代金の額から前払金、中間前払金及び部分払金の支払額並びに当該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額

2 設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合における前項に規定する譲渡債権の限度額は、変更後の請負代金額により算定するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 発注者は、債権譲渡を承諾する場合は、対象工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。

(出来高確認)

第6条 融資審査手続等における出来高確認は、債権譲渡先が行うものとする。

(債権譲渡承諾の依頼)

第7条 債権譲渡の承諾を得ようとする受注者は、債権譲渡承諾依頼書(様式第1号。以下「依頼書」という。)3通に次の各号に掲げる書類を添えて、発注者に提出しなければならない。

(1) 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書(発注者の承諾を得ることを停止条件とするものに限る。)の写し

(2) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書(3月以内に発行されたものに限る。)

(3) 工事履行報告書(様式第2号)

(4) 保証委託契約約款等において債権譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書

(債権譲渡の承諾手続等)

第8条 発注者は、依頼書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、債権譲渡承諾書(様式第1号)2通を受注者に交付する。

2 発注者は、前項の規定による審査において適当でないと認めるときは、債権譲渡不承諾通知書(様式第3号)により受注者及び債権譲渡先に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付又は前項の規定による通知は、依頼書を受理した日から7日以内に行うものとする。ただし、その期間の末日が閉庁日等である場合は、

翌開庁日等を当該期間の末日とする。

4 前項の規定にかかわらず、発注者は、やむを得ない事由により前項に規定する期間に交付等を行えない場合は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

5 発注者は、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の依頼及び承諾状況の管理を行うものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い）

第9条 受注者及び債権譲渡先は、債権譲渡が行われた後は、当該債権譲渡が行われた工事に係る刈谷市工事請負契約条項（昭和54年4月1日施行。以下「契約条項」という。）第31条第4項の規定による中間前払及び契約条項第32条の規定による部分払を請求することができない。

（融資実行報告書等の提出）

第10条 受注者は、第8条第1項の規定による債権譲渡の承諾を受けた後に債権譲渡先からの融資が実行されたときは、速やかに融資実行報告書（様式第5号）を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、債権譲渡が行われた後に当該債権譲渡が行われた工事の未完成部分に係る融資を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを発注者に提出しなければならない。

（請負代金の請求）

第11条 債権譲渡先は、受注者が契約条項第28条第2項の検査に合格し、引渡しを行ったときは、工事請負代金請求書（様式第6号）により発注者に請求するものとする。

（保証事業会社による金融保証の限度額）

第12条 この要領における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該債権譲渡を行った工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金及び部分払金並びに債権譲渡先からの受注者への融資額を控除した額を限度とする。

（その他の留意点）

第13条 発注者は、受注者がこの要領に基づき債権譲渡の承諾を得たことを理由に当該受注者の経営状態が不安定であるとみなし、及び当該承諾を得た日以後の入札契約手続等において当該受注者の不利益となる取扱いをしてはならない。

2 債権譲渡は、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(対象工事)

2 この要領は、平成31年4月1日以後に契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。